

令和8年8月から変わります

介護保険の「食費・居住費」負担軽減ルール



変更のポイント



収入の基準額がアップ

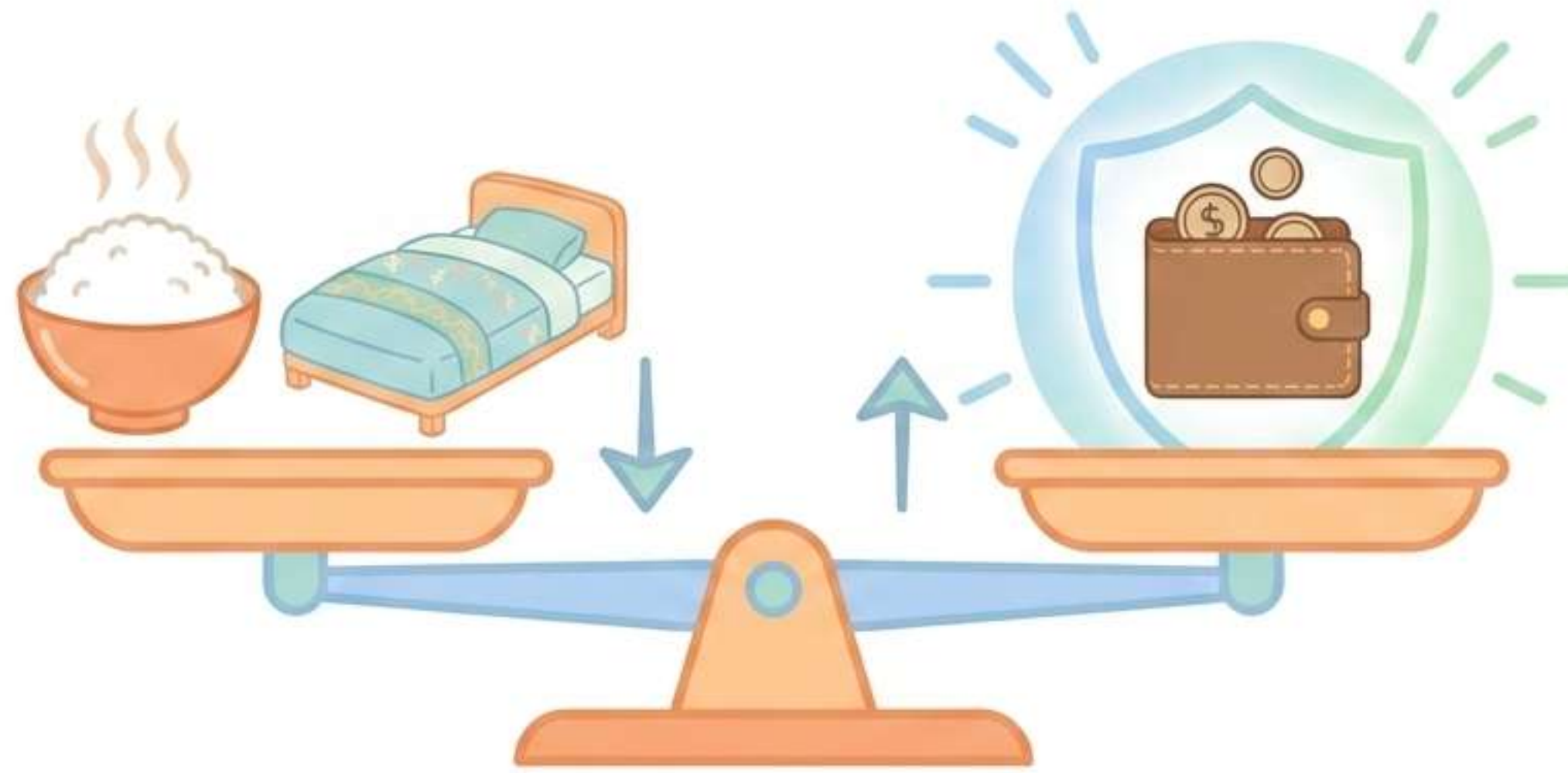
軽減対象となる

**「年金収入等の上限目安」が引き
上げられます。**

**令和8年8月1日から
スタート**

**8月のサービス利用分から
新しいルールが適用されます。**

対象となる制度とは？



**施設利用時の「食費」と「居住費」の
負担を軽くするしくみです。
(ショートステイの利用時も含みます)**

年金収入などの「基準額」が変わります

【これまで（7月まで）】



年金収入などが
80万9千円 以下

【これから（8月利用分から）】



年金収入などが
82万6千5百円 以下

*※主な対象区分の例です

注意ポイント



「預貯金などの資産」の基準はそのままです。
これまで通り、単身で550万円～650万円以下の
預貯金基準を満たす必要があります。

いつから適用されるの？

7月末まで

8月1日から



【7月31日までのサービス利用分】

→ 古い基準額で計算されます

【8月1日以降のサービス利用分】

→ 新しい基準額で計算されます

ご確認をお願いします



詳しくは、お住まいの市町村から届くお知らせや、
担当のケアマネジャーにご確認ください。